

宇治市学校情報セキュリティポリシー

< 基本方針 >

宇治市教育委員会

[改訂履歴]

年 月 日	事 項
平成 24 年 7 月 13 日	宇治市学校情報セキュリティ基本方針 教育部内協議・決定
平成 24 年 7 月 13 日	宇治市学校情報セキュリティ対策基準 教育部内協議・決定
平成 24 年 7 月 31 日	宇治市学校情報セキュリティポリシー 初版施行
令和 2 年 9 月 30 日	宇治市学校情報セキュリティ基本方針 改訂
令和 2 年 9 月 30 日	宇治市学校情報セキュリティ対策基準 改訂
令和 7 年 4 月 1 日	宇治市学校情報セキュリティ対策基準 改訂

【目次】

宇治市学校情報セキュリティ基本方針	1
はじめに	1
第1 目的	1
第2 定義	1
第3 対象となる脅威	2
第4 適用範囲	2
第5 教職員等の遵守義務	3
第6 情報セキュリティ対策	3
第7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施	4
第8 宇治市学校情報セキュリティポリシーの見直し	4
第9 宇治市学校情報セキュリティ対策基準の策定	4
第10 宇治市学校情報セキュリティ実施手順の策定	4

宇治市学校情報セキュリティ基本方針

はじめに

宇治市立小・中学校（以下、「学校」という。）は、学校のすべての情報システムおよび情報の機密保持、保護、有効活用を図るため、ここに学校情報セキュリティ基本方針を定める。

学校の情報システムが取り扱う情報には、児童生徒の個人情報や学校運営上重要な機密情報など、外部への漏洩が発生した場合には、きわめて重大な結果を招く情報が数多く含まれている。

情報資産をさまざまな脅威から保護することは、学校にとってかけがえのない児童生徒を守るためにも、校務の安定的な運営のためにも必要不可欠であり、ひいては、学校の地域社会からの信頼の維持向上に寄与するものである。

宇治市学校情報セキュリティポリシーは、宇治市情報セキュリティポリシーと整合を図りながら、学校の情報セキュリティ対策における基本的な考え方を示す「宇治市学校情報セキュリティ基本方針」と、この基本方針に基づいて、具体的な遵守事項や判断基準を示す「宇治市学校情報セキュリティ対策基準」から構成する。

第1 目的

本基本方針は、本市情報セキュリティポリシーにおいて、学校が適用範囲から除かれていることから、学校が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市教育委員会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 宇治市学校情報セキュリティポリシー

本基本方針及び宇治市学校情報セキュリティ対策基準をいう。

- (5) 機密性
情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (6) 完全性
情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (7) 可用性
情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

第3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

第4 適用範囲

- (1) 行政機関等の範囲
本基本方針が適用されるのは、宇治市立小・中学校とする。
- (2) 情報資産の範囲
本基本方針が対象とする情報資産は、学校のすべての情報資産とし、次のとおりとする。ただし、学校情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）において、セキュリティ対策の内容によって対象範囲が異なる場合は、それぞれの対策基準において対象範囲を明確に記載するものとする。
 - ・ネットワーク、情報システム、これらに関する設備、電磁的記録媒体
 - ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
 - ・情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

第5 教職員等の遵守義務

教職員等（教職員、非常勤教職員及び臨時教職員をいう。以下同じ。）は情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び関連法案を遵守しなければならない。

第6 情報セキュリティ対策

上記第3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

学校の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

(3) 物理的セキュリティ

サーバ等、情報システム室等、通信回線等及び教職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、教職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(6) 運用

情報システムの監視、宇治市学校情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、宇治市学校情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(7) 外部サービスの利用

外部委託する場合には、外部委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

(8) 評価・見直し

宇治市学校情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。宇治市学校情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、見直しを行う。

第7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

宇治市学校情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて技術的検証を含む情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

第8 宇治市学校情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、宇治市学校情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合、情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合及び、情報サービスの多様化等の情報システムを取り巻く環境の変化により宇治市学校情報セキュリティポリシーの見直しが必要と認められる場合には、宇治市学校情報セキュリティポリシーを見直す。

第9 宇治市学校情報セキュリティ対策基準の策定

上記第6、第7及び第8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める宇治市学校情報セキュリティ対策基準を策定する。

第10 宇治市学校情報セキュリティ実施手順の策定

宇治市学校情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための詳細な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、宇治市学校情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市の教育行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。